

「広報広環協」発刊

広報 広環協

発刊にあたり

理事長挨拶



理事長 三井崇裕

拝啓 時下益々清澄の段、お慶び申し上げます。平素は、当組合事業に格別のご理解ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。さて、戦後、県下の我々業界の先輩方は、し尿を、便所から柄杓で汲み取り、桶に移し、リヤカーで農家へ運搬することにより、今で言う有機肥料として農業生産に活用する、皮肉にも正に循環型社会形成の中心的役割を果たしてきました。ところが、社会構造の変化と、化学肥料への転換により、し尿は廃棄物とされ、昭和二十九年の清掃法制定により市街地区域の汚物（廃棄物）処理責任が定められた市町村は、この急激に増大した廃棄物と化したし尿の処理に直面したのであります。

当時、県下の市町村には処理場もなく、このため市町村は私たち業者を作り出し、収集運搬と処分を一体として委託したり許可を与え、市町村からは固有の事務を遵守出来ない状況だった。このため、多くの業者が不法投棄で処罰を受けるという事態を生みました。この様に、過去、永きに巨

発行者

広島県環境整備事業協同組合

〒730-0026
 広島市中区田中町5番9号
 TEL (082) 246-0340
 FAX (082) 248-1258

環境整備事業関係広報誌

創刊号

本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による広報誌です。会員、関係企業に頒布しております。

目次

- 一面：広島県環境整備ニュース発刊
- 二面：全国大会を開催
- 三面：滋賀環境協視察研修会報告
- 理事會報告
- 四面：浄化槽法・構造基準改正
- 県内合理化情報

可欠であります。廃掃法の定めにより市町村の一般廃棄物処理責任は明確であり、市町村は合理化事業を実施する責務があります。私共は、合特法の趣旨を周知徹底すると共に、一致団結し、合理化事業を獲得し、私共の経営の安定化を図っていかねばなりません。こうした時、私共は初めて広報誌を発行することにな

発刊にあたり

青年部長



青年部長 茂本敬植

広島県「広報広環協」発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。当広島県環境整備事業協同組合は従来の組織を改め、県下七十四業者が一つの組織のもとに結集し、一般廃棄物の適正処理を理念として活動を開始しました。さて我々にとつての緊急かつ最重要課題は、下水道整備事業が進む中にある業務の減少に對していかに適正な合理化（補償）を達成して行くかであり、申し上げるまでもなく、廃棄物処理法の理念は、一般廃棄物の適正処理であり、それゆえに処理責任を市町村に負わせたのであります。これは下水道整備事業

東急車輛の環境整備車両

- バキュームカー
- 汚泥吸排作業車
- 高圧下水管洗浄車

美しい時代へ—豊かさを造り、未来を創る

東急車輛製造株式会社

環境システム 〒154-0004 東京都世田谷区太子堂4-1-1 キャロットタワー
 事業部 TEL 03(5431)1080

の安定化を図りつつ市町村と一体となつて最後の一件まで適正に処理してゆかなければならないことを意味しております。しかるに広島県下の合理化状況は全般的に見て地域による格差が生じており、合理化（補償）の進んでいない地域においては業者に對して市町村からの助成措置や代替業務もなく放置されておられ、一部の事業者は廃業を考慮せざるを得ない状況に追い込まれております。我々青年部はこのような状況に危機感を抱き、合特法・浄化槽法・廃棄物処理法等の勉強会を継続的に実施し、最近では滋賀県青年部との合理化研修会を開催

この「広報広環協」が当組合の活動状況並びに業界を取り巻く法律その他の情報源となり、組合員の意識の共有化を図ることにより、「強い意志と行動力」のある広島県環境整備づくりの一助となることを願っております。

最後に「広報広環協」発刊に際し、青年部の皆さんのご協力に對し心から感謝申し上げます。

水に命をあたえ、自然に帰す...
それがハイライトの仕事です。

浄化槽用殺菌・消毒剤

ハイライトグリーン

〈特長〉

1. 完全溶解性で、吸温性がほとんどなく、目詰りや膨張による棚吊りがありません。
2. 有効塩素の安定性がよく、持続性の高い消毒効果が得られます。
3. 作業性がよく簡便で経済的です。
4. 強い雑菌力を発揮します。
5. 用途に応じて、特色のある形状が揃っています。

〈浄化槽用殺菌消毒剤〉

- ハイライト®グリーンS (ドーナツ型15g/錠)
- ハイライト®グリーンQ (ドーナツ型15g/錠)
- ハイライト®グリーンS-90 (ドーナツ型15g/錠)
- ハイライト®グリーンM-90 (円型扁平型30g/錠)
- ハイライト®グリーンC (ドーナツ型75g/錠)
- ハイライト®グリーンL-60 (ドーナツ型150g/錠)
- ハイライト®グリーンL-90 (ドーナツ型150g/錠)
- ハイライト®スティック (棒状型300g/錠)
- ハイライト®スティック45 (短棒状型45g/錠)

〈水処理用塩素剤〉

- サンブライト90W (30g基石型)

※用途に応じて使用器具も取揃えています。

広島県販売代理店

山下薬品工業株式会社

広島市西区観音本町2-3-23

TEL 082 (232) 2286
 FAX 082 (232) 2289

第二十六回全国大会を開催

全国環整連(会長 川子正之)は、去る十月十七、十八日の二日間に渡り、鹿児島市内の城山観光ホテルにおいて第二十六回全国大会を開催した。

広島県環整協からも三井理事長をはじめ多くの組合員が参加し、基調講演では熱心に耳を傾け、大懇親会では地元鹿児島県の郷土料理に舌鼓を打ち大いに盛り上がり、全国の仲間との懇親を深めた。

基調講演では、厚生省の飯田孝環境整備課長が「廃棄物処理行政の現状と課題」、岩崎修浄化槽対策室長が「合併処理浄化槽の現状と今後の課題」をテーマに講演、さらに環境庁から伊藤哲夫海洋環境・廃棄物対策室長から「循環型社会形成推進基本法について」の講演がなされた。(詳細については「広報 環整連」十一月号に掲載)特に、二十一世紀の我々業界へ向け新たな事業展開への助言や、期待される役割についての講演は、日頃より廃棄物処理行政に携わる我々業界にとって身の引き締まる講演内容であり、新世紀への期待と同時に責任の大きさを肌で感じることが出来るものであった。

受け付け風景



岩崎修浄化槽対策室長

また講演後には合理化(補償)対策部会、一般廃棄物適正処理推進部会、浄化槽対策部会の各部会からそれぞれ活動状況の報告がなされた。

翌十八日には約千名が参加し、厳粛な雰囲気の中で、大合式典並びに本会議が執り行われた。大会本会議では、一般廃棄物の適正処理や合理化事業計画の策定を促すための内容を盛り込んだ要望決議案、大会スローガン案、大会宣言案が決議され、川子会長が所信表明演説にて「スローガン実現に向け、会員全員が自分自身で仕事を切り開いていこう」と力強く呼びかけた。

最後に次回(第二十七回)開催地、鳥取県へ大会旗が手渡され、全員の方歳三唱で大会の幕を閉じた。

(報告 岡崎元紀)



基調講演



本会議・式典

懇親会風景



空港で不審者とまちがわれた鉄本氏

大会宣言

全国環整連傘下の会員一同は下水道の整備等による業務減少に対し全国企業者の業務獲得を目指して、市町村に対し一般廃棄物処理計画と合理化事業計画の策定とその実施を要望するものである。

一方、多年に亘り快適な国民生活と環境保全に寄与してきた自らの業の使命と社会的責任を自覚し、今後も誇りを持って適正業務を遂行するものである。

第26回全国大会にあたり、これまでの活動成果を踏まえ、物質循環の確保を図る循環型社会に貢献する環境産業の担い手として生まれ変わろうと決意する。

我々を取り巻く社会的経済的環境は決して楽観を許さないものであるが全国環整連は常に全国清掃業者の先頭に立って一致団結前進する。

以上宣言する。

平成12年10月18日

全国環境整備事業協同組合連合会
第26回全国大会

第26回全国大会スローガン(案)

一、全市町村による一般廃棄物処理計画と合理化事業計画の策定としてその完全実施

、不法、不当な新規許可絶対阻止

一、適正な一般廃棄物処理計画による適正業務の推進並びに適正料金の獲得

一、河川等の水質汚濁防止の観点から浄化槽の処理性能は生物化学的酸素要求量20mg/l以下

一、労働災害ゼロの徹底と福利厚生充実

政府に対する要望決議

全国環整連傘下の会員一同は多年に亘り、市町村の固有事務である、一般廃棄物処理業務を代行し、快適な国民生活と公衆衛生の向上並びに生活環境の保全に寄与してきた業の使命と社会的責任を自覚し、来たる21世紀に向けて一般廃棄物の適正処理をより一層推進し、循環型社会を構築していくためには、都道府県・市町村・地域住民並びに業者の連携が必要不可欠であると考えていることから、下記の事項につき措置されますよう要望するものであります。

記

1. 経済行為のみに重点を置いた一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しについては、安全性の点からも十分に検討されたいこと。
2. 全市町村が廃掃法に基づく適正な生活排水処理基本計画を直ちに策定し、それに従い合理的、計画的に汚水処理施設(下水道、し尿処理施設、コミプラ、農集排、小型合併処理浄化槽)を整備するよう指導されたいこと。
3. 下水道の整備等による業務減少に対する十分な補償の実現と、市町村がその裏付けとなる合理化事業計画を速やかに策定するよう指導されたいこと。
4. 一般廃棄物の適正処理確保のため、し尿、浄化槽汚泥収集搬送料金及び委託費が適正且つ合理的な原価計算に基づき、決定されるよう市町村を指導されたいこと。
5. 河川等の水質汚濁の主因である生活雑排水に対する抜本的対策として、法的措置等により放流水の生物化学的酸素要求量(BOD)20mg/l以下とされたいこと。

受託分析・受託実験
環境調査・環境アセスメント

応援します!
環境を支える

確かな技術

地球環境と人との優しい関係

株式会社
アサヒテクノロジー

本社 広島県大竹市晴海2-10-22
TEL(08275)9-1800(代) FAX(08275)9-1805
広島営業所 広島市西区草津新町1-21-35 広島ミクスビル1F
TEL(082)278-8822(代) FAX(082)278-8824

パソコン版 『し尿/浄化槽業務管理システム』



もっと役に立って、
もっと使いやすく、
もっと助けてくれる、
そんなシステムって、
ないかしら。。。

あります☆

顧客情報

取引履歴

売掛残高

作業予定

資料請求・お問い合わせはこちらまで

FUJITSU
パートナー

株式会社 ジーテック

〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13 GO&DOビル4F
Tel 082 (504) 0555(代) Fax 082 (504) 0501

滋賀環協視察研修会報告 青年部

合理化特別措置法に 基づく対策が推進

去る九月十四日滋賀県大津市において滋賀協・広環協青年部合同研修会に広島より総勢二十四名で参加した。滋賀県では琵琶湖を控え、早くから「みずすまし条例」を制定し、単独浄化槽が廃止され、合併処理浄化槽の面整備が行われていた。また、平成十一年十一月五日には「下水道の整備等に伴う合理化基本方針」が県から出されており、(平成十一年一月二十日要望書の提出から始まり約一年弱掛けて)合理化特別措置法に基づく対策が推進されている。

研修に先駆けて滋賀県・広島県両青年部長の挨拶があり、続いて滋賀協青年部より浄化槽関係について説明があった。

一、合併処理浄化槽の面整備について
二、浄化槽汚泥の収集運搬の委託について
三、浄化槽の管理、清掃、収集運搬の料金体系について

「みずすまし条例」では、下水道計画区域内における浄化槽の合併処理義務付けがされていなかったため、大きな障害をもたらしており、今回の法改正においても二の前にならないようにしなければならぬという指摘があった。

特異な例として浄化槽汚泥の収集運搬に委託制度が取り入れられている近江八幡市の例が紹介され、料金は八リットル二〇〇円とのことであった。(浄化槽は許可から二年掛けて委託になった。)メリット・デメリットはあるが料金問題での市民とのトラブルは無くなったとのこと。

つぎに、合理化事業計画関係について説明を受けた。

一、合理化事業計画の内容について
二、県の承認基準作成までの経過について
三、浄化槽汚泥の合理化事業計画について

滋賀県の合理化の特色として合理化特別措置法の趣旨に則ってではなく、滋賀県の出した「下水道の整備等に伴う合理化基本方針」に従い、合理化特別措置法に基づく施策を取っているとのこと。汲み取りに於いての料金体系は全県下統一料金を採用しており、料金は八リットル二〇〇円とのこと。当然地域差も考慮する必要があるが、これを最低料金として遠隔料金の上乗せ等これからの問題として解決していくとのこと。

金銭補償については厚生省も関与が大きいが、代替業務の発注については各県、市町村によって実情に



研修会風景

合わせて行われるので合理化事業計画の策定についてはあまり関与しないとのこととした。代表的な合理化事業計画の策定事例として、大津市(ゴミ収集運搬業務を代替業務として獲得。)及び水口町(合理化協定書を取り交わしている。)について勉強した。

最後に、大津プリンスホテルにて懇親を深め、散会した。

今後の環整協の取り組みとしても、今回の研修を活かして、県に対して先ず、ガイドライン作りを強く要請していく必要がある事を痛感している。

報告 大森雄男・川本司

第四回理事会報告

議事案件4件、報告案件6件が上程

去る九月二十二日(金)午後一時三十分広島県環境整備事業協同組合事務所にて第四回理事会が開かれ、議事案件四件、報告案件六件が上程され慎重審議がすすめられた。

第一号議案、理事会運営に関する件では、①専務理事欠員について②専務局長欠員について③理事会構成メンバーについての三案件が審議され、専務理事、専務局長欠員については現理事による兼務とし、議長推薦により黒瀬副理事長が推薦された。続いて理事会構

成メンバーについて審議され、理事長が必要と認められた場合には、各地区・各部署の委員長を招集することが出来ることとし、裁決権は無いが議長が了解すれば発言できることとした。

またこの度より、広報委員会を設置し組合員内の情報共有化を更に推進していくこととなった。

こうした理事会運営の見直しが、今後各地区でますます進んで行くであろう合理化交渉をすすめていく上で大きな原動力となることはもとより、情報の共有化、

広島いすゞ自動車株式会社

〒733-0822 広島市西区庚午中3丁目12番2号
電話 082-271-1111



FORWARD



ELF

広島東支店	〒739-0323	広島市安芸区中野東5丁目3番1号	電話082-893-1157
福山支店	〒720-0838	福山市瀬戸町大字山北37-1	電話0849-52-2200
広島西営業所	〒738-0021	廿日市市木材港北4-36	電話0829-31-1222
三宮営業所	〒728-0014	三次市十日市南2-15-7	電話0824-63-6275
呉営業所	〒737-0821	呉市三条2丁目4番14号	電話0823-22-1515
西条営業所	〒739-0041	東広島市西条町寺家6704-5	電話0824-22-4711
尾道営業所	〒729-0141	尾道市高須町1329-1	電話0848-46-2259

ISUZU



理事会風景

対応の敏速化など大いに期待できるものであり、衆知を集め英知を活かす広環協理事会へと一歩前進したと言える。

第二号議案では、福山支部の川崎理事より福山市合理化交渉の経過報告がなされ、依然として明るい兆しが見えない福山市との合理化交渉について報告がなされた。既に福山市の下水道普及率は約六十二%まで達しており、地元業者からも悲痛な叫びが上がっており、早急に合理化事業計画に基づく代替業務を獲得していく必要があることが確認され、広島県環整協として全力を挙げ支援していくことが出席理事全員の拍手をもって承認された。

本理事より広島市合理化交渉について、①非常勤嘱託員の処遇について、②

第四号議案では、「別紙四」(浄化槽保守点検業務登録に関する書類)の取り扱いは協賛され、支部のあるところは支部で確認した上で、広島県環整協で押印することとし、安芸地区は協同組合安芸環境フロアにて押印、広島市は従来通りの手続きとすることが確認された。

報告案件では、①非常勤嘱託員の処遇について、②

全国大会について③ソフトバレーボール大会について④上半期決算報告について⑤年末懇親会について(平成十二年十二月八日)⑥第三回理事会議事録承認について、以上六件が報告され午後四時三十分閉会した。

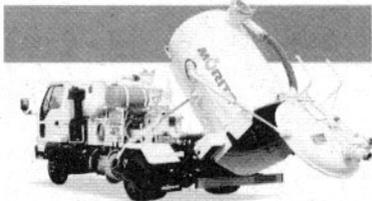
(出席理事)三井崇裕、黒瀬栄治、川崎聖剛、大森雄嗣、夏山麟煥、中元敏行、茂本敬植/事務局II谷口/オブザーバーII鉄本、岡崎、佐伯、高山

(報告 岡崎元紀)

夢を大きく、人の心を大切に



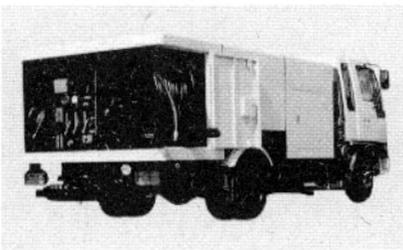
ニュープレスマスター(圧縮式ゴミ収集車)



パワフルマスター(強力吸引車)



エコパネル付バキュームカー



ハイプレクリーナー(高圧洗浄車)

《主な営業品目》

- 1.衛生車
 - 1.塵芥収集車
 - 1.汚泥車
 - 1.高圧洗浄車
 - 1.廃油ローリー
 - 1.脱水処理車
 - 1.貯水槽清掃車
 - 1.給水車
 - 1.圧力散水車
 - 1.薬液散布車
 - 1.ミルクローリー
 - 1.高速発酵処理装置
 - 1.リサイクル装置・施設
 - 1.入浴車
 - 1.その他特殊車
- 架装全般

株式会社 モリタエコノス

本社・工場 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号
ダイヤルイン 0729-95-0605

広島支店 〒739-0321 広島市安芸区中野6丁目9番20号
電話 082-893-2231(代)
FAX 082-893-1312

浄化槽法・構造基準改正

単独処理浄化槽の新設廃止へ

浄化槽法の一部を改正する法律が本年六月二日に公布され、平成十三年四月一日から施行される。主な改正内容は、次の通り。

① 浄化槽の定義から単独処理浄化槽を除外し、浄化槽は合併処理浄化槽とした。

② 浄化槽使用者は、浄化槽（合併処理浄化槽）で処理した後でなければ雑排水を公共用水域等へ放流

できないようにした。ただし、下水道の予定処理区域内（現に工事が実施され、概ね七年以内、平均三〜四年程度で整備が完了し、供用が開始される区域）では、除外規定が設けられた。

④ 既存の単独処理浄化槽使用者は、合併処理浄化槽の設置などに努めなければならない。

また、建設省は本年五月三十一日付で建設省告示第

	平成12年6月	平成12年12月	平成13年4月
構造基準改正	5.31 公布	6.1 施行 猶予期間 11.30	
浄化槽法改正		6.2 公布 猶予期間	4.1 施行 合併処理浄化槽 義務付け
現行の単独処理浄化槽	現行の単独処理浄化槽設置可能地域で継続して設置可		設置不可
性能評価試験に合格した単独処理浄化槽	現行の単独処理浄化槽設置可能地域に設置可		下水道予定区域は設置可

一二九二号を改正する告示を交付し、単独処理浄化槽を例示仕様である構造基準から削除した。今後は例示仕様がないため、単独処理

浄化槽を製造する場合は、新しい性能評価試験制度により認定を取得する必要がある。なお、この告示は六月一日に施行し六ヶ月の猶予期間が設けられた。

これらの改正などにより、単独処理浄化槽の取り扱いが次表ようになる。ただし、表中の「設置」は確認申請ベースではなく、浄化槽自体の設置が基準となる。

(レポートII 高山高一)

県内合理化情報 急がれる合理化協定締結

下水道等の整備により我々し尿処理業者（浄化槽清掃を含む）は、その業務に著しい影響を受けてきました。しかも我々の業務は、徐々に減少しながらも最後の一軒が下水道に繋ぎ込まれるまで、し尿の適正な処理を継続して確保しなければならぬという責任を負わされておられ、この厳しい状況を緩和するため、国の施策として「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」いわゆる「合特法」が昭和五十年に制定されました。

それから二十五年、下水道の整備は都市部から農村漁村或いは山間部に、農業集落排水事業等と相俟って広範囲に広がってきました。しかし、合特法の精神は本当に生かされてきたのでしょうか。

広島県における合理化状況を見る限りでは、とても充分な実施状況にあるとはいえません。現在広島県には十三市、六十七町、六村の八十六市町村があります。合理化協定を取り交わしているところは僅かに十市町。覚え書きのみ取り交わしているところも四町ありますが、併せても十四市町しかなく、とても前向きに取り組んでいるとは思えません。ただ、現在行政と協議中となっているところが三十一市町村あり、これらの合理化事業の策定が急がれるところでは、一方、直営で業務をされている十三市町村を除いた二十八市町村については、何ら取り組みがなされていないと言ったことであり、早急に合理化事業計画策定のための協議を開始する必要があります。

下水道は日々進捗しております。このまま指をくわ

【各市町村の合理化事業計画等措置状況】

市町村名	状況	市町村名	状況	市町村名	状況	市町村名	状況
広島市	※見直し	大野町	△	福富町	□	神辺町	△
尾道市		湯来町	□	豊栄町	□	新市町	△
呉市		佐伯町	△	大和町	□	油木町	
福山市	□	吉和村	□	河内町	□	神石町	
三原市	□	宮島町		本郷町	□	豊松村	
因島市		能美町	△	安芸津町	□	三和町	
三次市	☆、○	沖美町	△	安浦町	□	上下町	
府中市	△	大柿町	□	川尻町	□	総領町	□
庄原市	☆、○	加計町	□	豊浜町		甲奴町	
大竹市	□	簡賀村	□	豊町		君野村	
竹原市	□	戸内町	□	大崎町		布野村	
東広島市	☆、○	芸北町	□	東野町		作木村	
廿日市市	□	大朝町	☆、○	木江町		吉舎町	□
府中町	○、◇	千代田町	☆、○	瀬戸田町		三良坂町	□
海田町	○、◇	豊平町	□	御調町		三和町	□
熊野町	○、◇	吉田町	☆	久井町		西城町	□
坂町	○、◇	八千代町		向島町		東城町	□
江田島町	△	美土里町	□	甲山町	□	口和町	
音戸町	△	高宮町	☆、○	世羅町	□	高野町	
倉橋町	△	甲田町	☆、○	世羅西町	☆、○	高比町	
下蒲刈町	△	向原町	☆、○	内海町		蒲刈町	△
黒瀬町	□	沼隈町	△				

注1) 凡例 (☆=協定書、○=覚書、□=交渉中、△=交渉計画、◇=確認書)
注2) 空欄は直営及び合理化事業計画の取り組みがなされていない地域

えて放置していても、行政から声を掛けてくることはまずありません。座して物言わぬは静かに死を待つことには他ならないのです。最人ひとりでは小さな声で

(レポートII 沈 勝義)

有限会社 つばさ商事

- 営業品目
- バクテリア剤、脱臭剤の(株)サナ全製品
 - 毒物劇物一般販売業
 - 水質検査機器
 - ブロワー各種及び部品
 - その他浄化槽関連用品

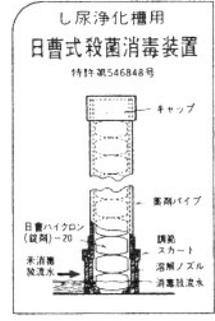
〒731-0135 広島市安佐南区長束五丁目4番10-5号
TEL 082-230-5100 FAX 082-230-3005

水質を浄化し、住みよい環境を守る……

環境衛生に貢献する 酵素・微生物製剤

酵素・微生物製剤 **ミタゲン・ナックス**

- 主要製品と用途
- ナックスD (悪臭の急速除去)
 - ミタゲンB (酵素入微生物)
 - ミタゲンA (栄養剤)
 - ナックスSS (浄化槽用促進剤)
 - ナックスH (酵素入微生物速効タイプ)



日本曹達株式会社

広島県薬業株式会社
本社 広島県西区商工センター3丁目4-25
TEL 082 (277) 7700代
支店 福山市新瀬町4丁目5-28
TEL 0849 (57) 2400代